

東日本大震災に係るいわき市復興事業の推進に関する協力協定書

いわき市（以下「甲」という。）と独立行政法人都市再生機構（以下「乙」という。）は、いわき市における復興事業の推進について、次のとおり協力協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、東日本大震災の被災地の早期復興を図るため、甲乙相互の連携を図り、いわき市における復興事業による円滑なまちづくりを甲乙協働で推進することを目的とする。

（復興事業の推進）

第2条 いわき市復興事業計画に位置付けられた次に掲げる地区（別図に示す区域。以下「対象地区」という。）において、乙は甲が対象地区で実施を予定している事業の推進に協力するものとする。

- 一 豊間地区
- 二 薄磯地区

（復興事業にかかる役割分担等）

第3条 甲及び乙は、円滑かつ効果的に事業の推進を図るため、必要な情報交換を行うものとする。

- 2 甲は、事業の主体として対象地区の計画策定及び合意形成等事業の推進を図るものとする。
- 3 甲及び乙は、対象地区の合意形成の状況及び計画の合理性等について甲乙間で確認した上で、事業の立ち上げに向けた計画検討、事業の推進に資するコーディネート、事業の実施等の乙の実施する業務について、甲乙間で協議するものとする。
- 4 乙は、前項の協議により乙が実施するものとして甲乙間で合意が得られた業務について、甲からの委託に基づき行うものとする。
- 5 前項の規定に基づく業務を甲が乙に委託する場合には、あらかじめ甲乙間で別途契約を締結するものとし、甲はその業務の実施に要する費用を乙に支払うものとする。

（有効期間）

第4条 本協定は、本協定締結の日から平成29年3月31日（以下「期間満了日」という。）まで効力を有するものとする。

- 2 期間満了日までに甲及び乙のいずれか一方から本協定を終了させる旨の申し入れがあった場合には、甲乙協議し、その取り扱いを定めるものとする。

(その他)

第5条 本協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

本協定締結の証として本書2通を作成し、甲乙署名捺印の上、各自1通を保有する。

平成25年2月8日

甲 福島県いわき市平字梅本21番地

いわき市長 渡辺 敬夫

乙 宮城県仙台市宮城野区榴岡四丁目6番1号
独立行政法人都市再生機構

震災復興推進役 小山 潤二